

令和 3 年度決算に係る  
定期監査資料

令和 4 年 6 月

喜多原学園

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	職員の定員、現員調べ	1頁
4	役付職員の調べ	2頁
5	主な事業に関する調べ	2頁
6	現金の取扱状況	4頁
7	財産に関する調べ	4頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
8	財産の貸付け及び使用許可調べ	6頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
9	借受不動産明細調べ	6頁
10	職員駐車場の管理状況調べ	6頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
11	寄附物件の受納状況調べ	6頁
12	備品の処分状況調べ	6頁
13	所管事項の概要	7頁
14	入所児童の状況	7頁
	(1) 在所児童の状況	
	(2) 在所児童の入所時年齢	
	(3) 入所理由等(主訴)	
	(4) 精神科的、心理的な特別なケアが必要と考えられる児童	
	(5) 療育手帳の有無	
	(6) 保護者の状況	
	(7) 児童の出身地	
	(8) 児童の在所期間	
	(9) 児童の月別入退所状況	
	(10) 退所児童の状況	
	(11) 退所児童の在所期間	
	(12) 寮舎編成及び学級編成状況	
15	支出区分表	11頁
16	主な所管施設の整備状況調べ	12頁
17	所管事項の概要	13頁
○	意見、要望等	16頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和4年4月1日現在)

区分	種別		事務職員		技術職員		現業職員		合計			備考
	当 年	該 度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	当 該 年 度	3.4.1 現 在	当 年	該 度	3.4.1 現 在		
定員	16	16					1	1	17	17		
現員	(2) 16	(1) 14	( )	( )	( )	( )	( ) 1	( ) 1	(2) 17	(1) 15		[事務]育休2
過不足(Δ)			2							2		
臨時的 任用職員												
会計年度 任用職員	15	11										現業技術員 1、自立支 援専門員1 、生活支援 員1、心理 療法担当職 員2、夜間 指導員8、 嘱託医2

4 役付職員の調べ

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
園長	大下 幹男	年 月	
次長兼指導課長	保坂 葉子	5	出納員

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源
喜多原学園管理運営費	28,429	6,991		855	20,583
将来ビジョン					
令和新时代創生戦略					
政策項目					
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>児童自立支援施設喜多原学園に入所する児童が自立し、社会と調和して生活することを支援する。</p> <p>【児童自立支援施設とは】</p> <p>児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。(児童福祉法第44条)</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学園の理念や支援方針の確立、実態に沿った自立支援計画の策定・支援の質の向上への組織的かつ計画的に取り組んでいる。</li> <li>・児童一人ひとりの特徴を理解した個別支援を実施している。(自立支援計画、心理ケアの充実、中卒児支援の模索)</li> <li>・情報の共有による一貫した支援を行う。(施設職員及び分校教員との合同朝会、月1回の指導課会、月2回の寮会、月1回のケースカンファレンス、電子会議室等)</li> <li>・分校・分教室や児童相談所等の関係機関と日常的な連携を図る。</li> <li>・退所した児童のアフターケアを実施し、進学先や就職先の定着を図るとともに、生活全般についての相談等にも応じ、生活の安定を図る。</li> </ul> <p>イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援方針の確立と組織改革 (学園の理念や支援方針の確立・実態に沿った自立支援計画の策定・支援の質の向上への組織的かつ計画的な取り組み)</li> <li>・組織運営管理の充実 (人材育成のためのOJT、off-JTの推進・運営の透明性の確保・地域貢献)</li> <li>・適切な支援の実施 (子ども本位の支援と理念に沿った支援展開・家庭環境の調整やアフターケアの充 ・分校分教室や児童相談所等の関係機関との協働及び連携)</li> <li>・令和3年度もコロナ禍で大きな行事はすべて中止となった。しかしながら、行事は児童の成長、またモチベーションとなるため、万全な感染予防対策を行って、可能な範囲で実施できるように調整した。また、家庭調整についてもマニュアルを作成し、可能な限り実施できるようにして取り組んだ。</li> </ul> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、退所後の生活に必要なと思われる知識やスキルの獲得を目的として、入所児童を対象にした児童向け講座の実施に力を入れている。今年度は、コロナ禍でリモート研修を行った講座もあった。外部機関との連携を軸にしたPDCAサイ</li> </ul>					

クルが確立しつつある。さらなるレベルアップにつなげていきたい。

講座名	内容	講師
上手なコミュニケーション講座（全5回）	他者との適切なコミュニケーションについて	島根法務少年支援センター
性問題行動防止プログラム（全6回）	（個別プログラム）入所前の問題行動についての理解と再発防止	
非行防止教室	情報モラルについて	西部少年サポートセンター
性教育講座（全2回）	性教育、妊娠・出産について	滋賀県立大学 准教授
デートDV予防講座（男女別）	デートDVについて	米子市婦人相談員
未来のパパママ講座（男女別）	性教育	一般社団法人鳥取県助産師会

## エ 課 題

- ・ 自立支援計画の充実を図る。支援の透明性、児童の人権への配慮、関係機関との連携、さらに支援計画をたてることでの専門性の育成に取り組んだ。支援計画には、リービングケア（退所準備支援）とアフターケアについての計画と関係機関との役割分担を明確にする。

- ・ 入所ニーズに基づいた支援体制について、ケースワーク及びアフターケアの必要性を感じ、実施している。

特にアフターケアは、児童の退所後の生活で支援が必要な場合、不適応を起こした場合、または新たな問題を抱える場合があり、ケースによりニーズが多様化している。高校進学ができて人間関係や学力不振等、アフターケアによる支援が有効かつ重要であるが、以前アフターケアの体制及び連携が不十分であり、学園独自の判断で動かざるを得ないケースがある。他県へ転居したケース、成人年齢に近い年齢になっても相談できるところがなく、学園がよりどころとなっているケースの対応及び連携に苦慮している。さらに、人事異動により児童相談所の担当者が変更になった場合、保護者も学園しか頼るところもないケースもある。そのため、職員の負担は増すばかりで他機関との連携をしたアフターケアの体制作りの必要を強く感じる。米子市出身の児童については、米子市が新たに設置した「総合相談支援センター」との連携をとっていく必要がある。

- ・ 小学生の入所が増加傾向にある。従来は中学生の行動上の問題に対応し、児童の自立支援を行っていたが、小学生の入所ニーズが増えてきている。ケースとしては発達障害、被虐待ケースが多い。そのため支援はより個別で高い専門性が求められている。従来の中学生の自立支援、つまり社会内適応準備の施設養育とは異なる支援ニーズである。

- ・ 義務教育の体制は、小学生は分教室に所属し、中学生は分校の所属となっている。教員の配置は年度当初の生徒数で決定されるため、年度途中に入所して学級・生徒数が増加した場合、教員の配置が難しい現状がある。よって、小中一貫校や義務教育学校のような教員の行き来ができる新しい学校の形態が必要となってきているのではないかと感じる。

- ・ コロナ禍におけるケース会議等の関係者会議がリモートで行えるようなシステムを構築する必要がある。

6 現金の取崩状況  
該当なし

7 財産に関する調べ  
(1) 公有財産  
ア 土地

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況				本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動 理由	面積 (㎡)	価額 (円)	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産			46,759.37	288,864,111					46,759.37	288,864,111	
	(内訳)	米子市									
	学園敷地	泉706			増加						
	水源地	岡成647			減少						
	実習地	泉1166									
計			46,759.37	288,864,111					46,759.37	288,864,111	

イ 建物

(令和4年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況				本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動	面積 (㎡)	価額 (円)	登記年月日	面積 (㎡)	
行政財産	(内訳) 本館 渡り廊下 車庫倉庫 体育館 電気室 プール及び付属建物 食堂棟 男子寮棟 女子寮棟 男子寮多目的家庭舎 女子寮多目的家庭舎 農器具庫	米子市 泉706	3,619.28	1,021,785,450					3,619.28	1,021,785,450	
計			3,619.28	1,021,785,450					3,619.28	1,021,785,450	

ウ 山林

該当なし

エ 動産 (船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)

該当なし

オ 物権

該当なし

カ 無体財産権 (特許権、著作権、商標権、実用新案権等)

該当なし

キ 有価証券

該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有・無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 175	枚	枚 0円	枚 175

8 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品 該当なし

9 借受不動産明細調べ 該当なし

10 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積 (㎡)	貸付(使用)料(月額) (円)
行政財産	米子市泉706	12.5	1,000

(2) 減免の考え方(減免を行った場合のみ)

公有財産取扱要領第5章第1節第11-4の表4により10/10減免

(3) 使用料の見直し

平成30年4月13日実施

11 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

12 備品の処分状況調べ

該当なし



### 1.3 所管事項の概要

- ・昨年度に引き続き、コロナ禍ではあるが、マニュアル等を作成し万全な感染予防対策を行いながら、児童が充実感を持って学園生活を送ることができるよう努めた。家庭調整のための帰省も、保護者の方にも帰省中の過ごし方を説明して、行動記録の記入等協力を依頼し実施した。
- ・入所主訴に近年変化がみられ、非行などの行動上の問題よりも不適応が多くなり、また被虐待、特にネグレクトが増えてきている。そのため従来とは支援ニーズが異なりきめ細やかな支援が必要となっている。
- ・小学生の入所が増加傾向にある。また、低年齢化している。4年生1名、5年生1名、6年生3名、合計5名は想定している小学生の数より多い。これらのことから、支援のきめ細やかさを図り、支援の個別化、家庭的養育の充実、さらに支援計画の充実を図った。
- ・スポーツ活動を通して、心身の育成を図るとともに忍耐力、協調性、達成感などを養う支援をするように努めた。中国地区のスポーツ大会（男子児童は野球大会、女子児童はバレーボール大会）でそれぞれ結果を残すことができた。

### 1.4 入所児童の状況

(1) 在所児童の年齢 (単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	7歳	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
男				1	1		3	1	1				7
女						2		1			1		4
計				1	1	2	3	2	1		1		11

(2) 在所児童の入所時年齢 (単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	7歳	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
男			1		1	4	1						7
女					2	1			1				4
計			1		3	5	1		1				11

(3) 入所理由等（主訴）（複数可） (単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	入 所 理 由												入 所 経 路		他施設からの措置変更					
	強盗等	暴力非行	窃盗	放火・火遊び	薬物非行	家庭内非行	校内非行	施設不適応	家出・浮は浪いかい	性非行	不良交遊	生活指導を要する	その他	児相措置	家裁の決定	委託一時保護	児童自立支援施設	児童養護施設	心理治療施設	その他
男						3	1	3		2				7				1	1	1
女			1					1			1	1		4				1		
計			1			3	1	4		2	1	1		11				2	1	1

(4) 精神科的、心理的な特別なケアをしている児童（複数可）（単位：人）（令和 4年 3月31日現在）

区分	被虐待								A D H D	反抗 挑戦 性障 害	自閉ス ペクト ラム症	L D	知的 障 がい	て ん かん	統 合 失 調 症	う つ 病 ・ う つ 病	そ う づ う 病	素 行 障 害	そ の 他
	認定				入所後に判明														
	身 体	心 理	性 的	ネ グ レ ク ト	身 体	心 理	性 的	ネ グ レ ク ト											
男	3	1						2		4	1						1	3	
女	1			1		1		1		1								1	
計	4	1		1		1			3	5	1						1	4	

(5) 療育手帳の有無（単位：人）（令和 4年 3月31日現在）

区分	有	無	合 計
男		7	7
女		4	4
計		11	11

(6) 保護者の状況（単位：人）（令和 4年 3月31日現在）

区分	実父 実母	実父 のみ	実母 のみ	実父 継母	継父 実母	実兄 (実 姉)	祖父 (祖 母)	なし	合 計
男	1		4		2				7
女	1	1	2						4
計	2	1	6		2				11

(7) 児童の出身地（単位：人）（令和 4年 3月31日現在）

区分	中 央 児 相			倉吉児相		米 子 児 相			県外	合 計
	鳥取市	八頭郡	岩美郡	倉吉市	東伯郡	米子市	境港市	西伯郡		
男	1			1	1	4				7
女						3	1			4
計	1			1	1	7	1			11

(8) 児童の在所期間（単位：人）（令和 4年 3月31日現在）

区分	6月未満	6月～ 1年	1年～ 1年6月	1年6月 ～2年	2年～ 2年6月	2年6月 ～3年	3年～ 4年	4年以上	合 計
男	1	4		1		1			7
女				2		2			4
計	1	4		2	1	2	1		11

## (9) 児童の月別入退所状況

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
2年度	入所	男	2		2	1	1						6	
		女						1					1	2
	退所	男							1			1	5	7
		女						1					3	4
初日在籍	14	16	17	18	19	20	20	21	19	19	19	18	220	

(単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
3年度	入所	男	2		2	1			1				6	
		女											0	
	退所	男			1		1						4	6
		女												0
初日在籍	12	13	13	14	15	14	14	15	14	15	15	15	169	

(注) 年度については、具体的な数値を記入すること。

## (10) 退所児童の状況

(単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	人数	自立支援達成							自立支援未達成						合計	
		家庭復帰進学	家庭復帰復学	家庭復帰就職	住み込み就職	他の児童福祉施設へ措置変更	里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム	その他	合計	家庭引き取り	家裁送致	他の児童福祉施設へ措置変更	里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム	行方不明		その他
2年度	男	7	2				1	3	6	1						1
	女	4	2					1	4							0
3年度	男	6	2	1			2		5	1						1
	女	0							0							0

(注) 年度については、具体的な数値を記入すること。

(注) 年度については、具体的な数値を記入すること。

## (11) 退所児童の在所期間

(単位：人) (令和 4年 3月31日現在)

区分	6月未満	6月～1年	1年～1年6月	1年6月～2年	2年～2年6月	2年6月～3年	3年～4年	4年以上	合計
2年度	男	1	2			3		1	7
	女					2	2		4
3年度	男	1				3	1	1	6
	女								0

(注) 年度については、具体的な数値を記入すること。

(12) 寮舎編成及び学級編成状況 (令和 4年 3月31日現在)

(単位：人)

区分	男子寮	女子寮
寮員	8	6
夜間指導員	7	2
小学校	1	
	2	
	3	
	4	1
	5	1
	6	
中学校	1	3
	2	1
	3	1
中卒		1
児童合計	7	4

※寮員は、寮長を含む。

(単位：人)

区分	小学校分教室	中学校分校	特別支援学級		研修科	
			小	中	男	女
教員	3	7		1		
小学校	1	/			/	/
	2					
	3					
	4		1			
	5		1			
	6		2			
中学校	1	0		3	/	/
	2	2		0		
	3	0		1		
中卒						1
児童合計	4	2		4		1

※教員は、教諭、講師等の人数。

特別支援学級は小学校分教室及び中学校分校の外数。

1.5 支出区分表

(単位：円) (令和4年5月31日現在)

区分	措置費											その他 県費 計	合計		
	事務費	生活諸費		教育費	見学 旅行費	期末一 時 扶助費	冷暖 房費	就職 支度金	入進学 支度金	特別 育成 費	医療 費			連 戻 費	
		飲食物 費	日常諸費												
報償費	33,000												33,000	168,840	201,840
旅費	152,114												152,114	152,114	304,228
需用費	4,200,276												4,200,276	4,200,277	8,400,553
役務費	252,348												252,348	252,349	504,697
委託料	691,130												691,130	14,888,461	15,579,591
使用料及び 賃借料	494,218												494,218	494,219	988,437
備品購入費														112,200	112,200
負担金、補助 金及び交付金	63,060												63,060	63,060	126,120
扶助費			951,972	68,332	62,632	22,500					193		1,105,629	1,105,629	2,211,258
合計	5,886,146		951,972	68,332	62,632	22,500					193		6,991,775	21,437,149	28,428,924

1 6 主な施設の整備状況調べ

(令和4年3月31日現在)

施設名	取得・造成・新築・ 改築・修繕等の別	面積又は数量	取得等の年月日・ 工事期間	金額	備考
プールメインバルブ	修繕	一式	R3.5.21	円 197,450	
寮舎非常灯設備	修繕	一式	R3.8.4	473,000	営繕課
本館エアコン	修繕	一式	R3.8.11	59,400	
理科室天井防火ダンパー	修繕	一式	R3.8.23	89,980	
給湯用ボイラー	修繕	一式	R4.1.18	509,300	営繕課
寮舎浄化槽	修繕	一式	R4.3.2	451,000	営繕課
地下タンクマンホールパッキン	修繕	一式	R4.2.22	58,850	
受水槽	修繕	一式	R4.3.25	231,000	営繕課

(注) (1) 主管課、営繕課の予算で執行したものを含み、その旨を備考欄に記載すること。  
(2) 土地の取得・造成も含み、その旨を備考欄に記載すること。

## 1.7 所管事項の概要

### (1) 目的

本園は、児童福祉法第35条第2項及び同法施行令第36条に基づき鳥取県が設置した児童自立支援施設であり、同法第44条に示されている「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」ことを目的としている。入所の対象となる児童は、児童相談所の措置又は家庭裁判所の審判によって決定される。

児童の行動上の問題の防止に向けて、個々の抱えている課題などの改善を目指し、主体的に取り組む人間性を育むことが必要である。本園では、職員全員が共通認識のもと、児童が自立し、社会と調和して生活することを支援する。

### (2) 支援の内容

#### ア 開放的な支援「枠のある生活」

学園生活は、可能な限り開放的な生活を目指しているが、限定された時間的・空間的な枠組みを設けて、規則正しい生活習慣を身につけ、社会適応力を養うよう支援している。その基盤として、寮舎が最も安息できる生活の場となるようにしている。支援に携わる職員は、児童と共に生活し、共に育っていくという「共生共育」の理念を基に児童の支援に当たっている。

#### イ 環境（生活環境、人的環境など）や関係性（職員と児童、児童同士、職員同士の関係性）を重視した支援

学園は大山の中腹に位置し、美しい自然環境に恵まれた14000坪の土地に建っている。多くの木々に囲まれ、清浄な空気に満ちた環境は児童の育成にとって良い影響を与えている。平成10年に竣工した寮舎は家庭的で落ち着いた生活を送れ、平成21年に竣工した分校校舎のある本館は快適な学習環境となっている。こういった生活環境の他に、人的環境として受容的で好意的な職員などの存在も、支援において重要な要因と考えている。

また、職員が支援上で重視していることに、職員と児童、児童同士、職員同士の「関係性」があるが、互いにより良い関係性を結ぶことによって、自立のための生活力を育む支援をより効果的に行うことができるようになる。

#### ウ 米子市立福生中学校いずみ分校、福生東小学校分教室による学校教育（平成16年度設置）

学園内に米子市立福生中学校いずみ分校及び米子市立福生東小学校分教室を設置し、学校教員による公教育を実施している。また、安定して授業が成立するために、施設職員も授業補助として授業に参加している。

分教室及び分校では、児童の学年に応じた学習指導を行っているが、入所以前には長期の不登校などにより学習の習慣化がなされていない児童が多いため、それぞれの児童個々の能力に応じた段階まで学習の幅を持たせて、学習に対する劣等感を取り除き、達成感を持たせながら興味や関心を引きだし、基礎学力の定着に努めている。

また、学習到達段階がまちまちの児童集団のため、学習効果を上げるために、学校と寮生活とが協力的に補い合って学力の向上と望ましい人格を育成できるよう努めている。

学園生活が安定してくる中で、学習意欲の高まりとともに、高校進学を志望するようになる児童が多く、中には就職志望者もあるが、大半が高校進学を志向するようになっている。分校・分教室の教員と綿密に連携をとりながら、対象児童の能力に応じた適切な進路指導を行っている。また、自立支援計画に基づき、各学校や関係機関、保護者の協力を得ながら、原籍校への復学に向けて取り組んでいる。

#### エ 年長児支援（作業活動や塾講師による個別学習指導）

作業活動は、将来、健全な社会生活を営むために必要な態度や行動習慣、一般的知識などを身につけることも目的としている。農園作業、環境美化、創作等の作業活動を通して、自然に親しみ働くこ

との喜びを体得し、責任感や協働の力の養成を図っている。作業活動は学習場面とは異なり、開放的で児童と職員のふれあいにより一層の心理治療的效果を上げている。

具体的には、①園内環境整備 ②野菜栽培 ③花壇整備 ④果樹育成 ⑤園内調理実習 ⑥職場体験などを行っている。

高校進学を目指す児童に対して、教科指導を民間業者に委託して個別学習指導を行っている。

#### オ アフターケア（学校訪問・職場訪問・家庭訪問）

本来崩れやすい性格や意志の弱い児童は、退所後も様々な刺激や誘いなどによって離職したり再非行につながりやすい。在園時に信頼関係のあった職員が機会をとらえて、家庭や学校・職場を訪問し、また、電話や手紙などで相談に応じながら復学あるいは進学した学校や職場に適応できるよう支援している。

### （3）自立支援機能の充実・強化策

#### ア アセスメント及び自立支援計画に基づく支援

児童相談所の診断（社会診断、心理診断、医学診断、行動診断）及び援助指針に基づき、おおむね入所1か月をめどに児童の支援に関する多種の職員が参加する支援方針会議によって自立支援計画を策定している。また、心理支援が必要な児童については心理療法担当職員が定期的に面接を行っている。

学園では運営及び児童の支援のため次の会議を開催している。

指導課会（月1回）、寮会（月2回）、調整会議（随時）、ケース検討会（随時）、自立支援計画策定のための支援方針会議。

#### イ 心理ケアの充実

近年、入所児童の中に被虐待経験や発達障がい等を有する児童が顕著となっており、個々の児童の特性に応じたきめ細かい支援が必要になっている。このため、本園では、2名の心理療法担当職員（会計年度任用職員）を配置して心理支援を行っている。また、嘱託医の小児精神科医と月1回の定期的なケース検討会を実施し、医学的な立場からの助言を得ながら、心理的・医療的ケアを配慮しながら支援の充実を図っている。

### （4）地域交流

入所児童の社会参加を促進するため、また、児童自立支援施設を地域社会に正しく理解してもらい地域との交友関係を深めるため、地域交流と情報発信に努めている。が、令和3年度はコロナ禍のため行事は中止した。例年は以下のような事業を実施している。

ア 園遊会（春、秋）

イ 「こたか保育園」の児童との交流会（芋苗植え等、年間を通して交流している）

ウ スポーツ団体及び他施設とのスポーツ交流会

エ 「米子更生保護女性会」とのダリア・チューリップ球根植え・交流会（春、秋）

### （5）健康管理

集団生活上での伝染性疾患の予防や健康管理を行うため、医療機関との連携を密に対応し対応している。

### （6）給食

給食業務については、平成21年度から給食業務委託となっている。入所児童の中には疾病やアレルギーがある者もあり、委託業者との連携を密に対応し対応している。

毎月1回、委託業者と給食会議を開催し、相互の業務連携を図っている。

### （7）児童会活動

反社会的・非社会的行動に陥り入所してきた児童たちが大半であるので、児童会活動を通して児童の



自発的活動を喚起し、自主性を高め、自己の生活を自ら築き上げていく態度を育成している。職員は、児童自身の自由な表現や意見の表明の確保に留意しながら、側面的な指導と助言に当たっている。

(8) 非常災害対策

入所施設における災害対策は、児童福祉施設最低基準第6条に規定されている事項である。児童の生命と安全については絶対条件であり、危険防止とともに、諸災害を想定した年間計画に基づいて避難と防災の訓練を実施し、火災予防設備の点検は専門業者に委託して実施している。

(9) 職員に対する研修

職員の研修においては、入所児童に対する施設内虐待の防止や児童の権利擁護の観点から、被虐待児等に対する効果的な心理的ケア、入所児童の自傷行為及び職員に対する挑発的な態度や暴力といった他害行為等の行動上の問題に対する適切な対応等、入所児童の適切な支援のあり方を含めて実施している。

【令和3年度の主な職員研修】

○施設内研修（随時） ○施設内ケース検討会

※例年、以下のような職員研修が実施されるが、コロナ禍のため研修は中止、協議会は書面で行った。

○中国地区児童自立支援施設長・指導課長研究協議会 ○全国児童自立支援施設施設長会議

○中国・四国児童自立支援施設施設長、庶務主任研究協議会 ○中国地区職員宿泊研修（3日間 岡山県・島根県） ○中国地区児童自立支援施設協議会専門委員会

○中国・四国児童自立支援施設職員研修会

○全国児童自立支援施設職員研修会 ○自主企画研修（児童心理治療施設）

○児童自立支援施設に併設された学校教育会（滋賀県淡海学園） ○施設内ケース検討会

(10) 運営上の課題

ア 家庭支援の充実について

入所してから親子交流までの段階や帰省中のルール確定、家庭支援要領を策定して、家庭環境調整を計画的に実施することが必要である。

イ アフターケアについて

学園だけの対応には限界があり、入所前のような生活に戻ってしまう児童も多いため、他機関（児童相談所、各市町村、医療、カウンセラー、場合によっては保護司、民生委員など）と、どのように連携をすればよいか調査、研究が必要である。

ウ 学校教育のあり方について

現在は、米子市立福生中学校いずみ分校及び米子市立福生東小学校分教室により公教育を実施している。が、4月の児童数によって教員の配置が決定するため、毎年、教員定数等が不足している。平成27年度から国の制度上、小・中一貫校とは別に義務教育学校の設置が可能になり、1年生から9年生までの受入れが可能な当学園には、最も適していると思われるので、この制度導入について、県関係部局と検討したい。

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし